

## 別添 1

### 地方整備局工事成績評定実施要領

#### (目的)

第1 本要領は、「請負工事成績評定要領」(平成13年3月30日国官技第92号。以下「評定要領」という。) 第3第一号の工事成績の評定に関する事項を定めることにより、地方整備局が所掌する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

#### (対象工事)

第2 工事成績の評定(以下「成績評定」という。)の対象とする工事は、評定要領第2に規定された評定の対象工事のうち、地方整備局が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園緑地工事、その他これらに類する工事とする。

#### (成績評定の時期)

第3 成績評定の時期は、技術検査官にあっては、技術検査実施のつど、総括技術評価官及び主任技術評価官にあっては、工事の完成のときとする。

#### (評定者)

第4 成績評定を行う者(以下「評定者」という。)は、技術検査官並びに総括技術評価官及び主任技術評価官とする。

#### (成績評定の方法)

第5 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。  
2 工事成績の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。  
3 細目別評定点の算出は別記様式第2によるものとする。  
4 評定結果は別記様式第3「工事成績評定表」に記録するものとする。  
5 評定にあたっては、別紙-4の「出来形及び品質のばらつきの考え方」及び別紙-5「施工プロセスのチェックリスト(案)」を考慮するものとする。また、工事における「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

#### (成績評定結果の報告)

第6 成績評定結果の報告は、工事の完成のときに行うものとし、評定者は、成績評定を行ったときは、遅滞なく支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官の契約した工事については、地方整備局長(以下「局長」という。)に、分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官(以下「分任官」という。)の契約した工事については、当該工事を担当する事務所長(以下「事務所長」という。)に報告するものとする。

2 事務所長は、分任官の契約した工事について、速やかに局長に報告するものとする。

#### (成績評定結果の通知)

第7 局長(分任官の契約した工事については、当該工事を担当する事務所長)は、別添3「地方整備局工事成績評定通知実施要領」の定めるところにより、当該工事の請負者に通知するものとする。

## 工事成績採点表

[完成、一部完成]

平成 年月日 作成  
地方整備局 事務所

工事名	請負者名	総括技術評価官												技術検査官(最終)														
		主任技術評価官												技術検査官(中間)														
査項目	細別	氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名				
		a	b	c	d	e	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e		
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																						
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																						
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0	+1.0	0	-7.5	-15																	
3. 出来形 及び 出来ばえ	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0	+1.5	0	-7.5	-15																	
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																						
4. 工事特性	I. 出来形等への対応	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	※3	+7.0	~	0			+20.0	~	0				+5.0	+2.5	0	-5	+5.0	+2.5	0	-5	+5.0	+2.5	0	-5	+5.0	0	-5
	II. 地域への貢献等																											
6. 社会性等		加減点合計(1+2+3+4+5+6)																										
評定点(65点±加減点合計)		※1	①	~	点	②	~	点	③	~	点	④	~	点	⑤	~	点	⑥	~	点	⑦	~	点	⑧	~	点		
評定点合計																												
8. 総合評価 技術提案履行確認		※8	点	○	評定点計(	点	)	~	法令遵守等(	点	=	点																
技術提案		※9	(主任技術評価官)																									
所見		※5																										

- ※1 65点 + 1.~3.の評定(加減点合計) + 4.~6.の評定(加点合計) = 評定点  
各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。  
※2 工事特点是、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。  
評価に際しては、主任技術評価官からの報告を受けて総括技術評価官が評価するものとする。  
創意工夫は、工事特性のよき難度を伴わない工事において、企業の工夫やアハハにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。  
※3 4., 5., 6.は加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。  
※4 所見は必ず記載する。  
※5 各査項目ごとの採点は、査査項目別運用表によるものとし、技術検査官(完成)の評価に先立ち、主任、総括技術評価官が行う。  
※6 法令遵守等の評価は、総括技術評価官が行う。  
※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。  
※8 総合評価基準は、技術提案の履行が確認できぬ場合は、『不履行』を選択する。

## 改定細目別評定点採点表

工事名 :

検査項目		細別	①主任技術評価官 (1.0) × 0.4+2.9= 3.3点	②総括技術評価官 (3.0) × 0.4+2.9= 4.1点	③技術検査官(中間) (5.0) × 0.4+6.5= 8.5点	④技術検査官(完成) (5.0) × 0.4+6.5= 8.5点	細目別評定点 3.3点	得点割合 3.3%
1. 施工体制	I. 施工体制一般	(4.0) × 0.4+2.9= 4.5点					4.1点	4.1%
	II. 配置技術者	(4.0) × 0.4+2.9= 4.5点					4.1点	4.1%
2. 施工状況	I. 施工管理	(4.0) × 0.4+2.9= 4.5点	(2.0) × 0.2+3.2= 3.6点				13.0点	13.0%
	II. 工程管理	(4.0) × 0.4+2.9= 4.5点	(3.0) × 0.2+3.3= 3.9点				8.1点	8.1%
3. 安全対策	III. 安全対策	(4.0) × 0.4+2.9= 4.5点					8.8点	8.8%
	IV. 対外關係	(2.0) × 0.4+2.9= 3.7点					3.7点	3.7%
4. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	(4.0) × 0.4+2.8= 4.4点	(10.0) × 0.4+6.5= 10.5点	(10.0) × 0.4+6.5= 10.5点	(10.0) × 0.4+6.5= 10.5点	(10.0) × 0.4+6.5= 10.5点	14.9点	14.9点
	II. 品質	(5.0) × 0.4+2.9= 4.9点	(15.0) × 0.4+6.5= 12.5点	(15.0) × 0.4+6.5= 12.5点	(15.0) × 0.4+6.5= 12.5点	(15.0) × 0.4+6.5= 12.5点	17.4点	17.4%
5. 工事特性	III. 出来ばえ		(5.0) × 0.4+6.5= 8.5点	(5.0) × 0.4+6.5= 8.5点	(5.0) × 0.4+6.5= 8.5点	(5.0) × 0.4+6.5= 8.5点	8.5点	8.5%
	I. 施工条件等への対応	(20.0) × 0.2+3.3= 7.3点					7.3点	7.3点
6. 社会性等	I. 創意工夫	(7.0) × 0.4+2.9= 5.7点					5.7点	5.7点
	II. 地域への貢献等		(10.0) × 0.2+3.2= 5.2点				5.2点	5.2点
7. 法令遵守等			(0.0) × 1.0= 0.0点				0.0%	0.0%
8. 総合評価 技術提案		技術提案履行確認	履行	不履行	対象外	評定点合計 100.0点	100.0点	

※ 中間技術検査があつた場合  
中間技術検査がなかつた場合  
 $(\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times 0.5 + (\text{④}) \times 0.5 = \text{細目別評価点}$   
 $(\text{①} + \text{②} + \text{④}) = \text{細目別評価点}$  (中間技術検査が2回以上の場合は③を平均する)

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。  
※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

## 別記様式第3

## 工事成績評定表

平成 年 月 日  
事務所名： 事務所

工事名					
契約金額		当初	¥	最終	¥
工期		当初	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	最終	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
完成年月日		平成 年 月 日			
完成検査年月日		平成 年 月 日			
中間技術検査年月日		第1回：平成 年 月 日 第2回：平成 年 月 日			
請負者氏名					
現場代理人氏名					
主任技術者氏名					
監理技術者氏名					
総括技術評価官所属・氏名		印			
主任技術評価官所属・氏名		印			
技術検査官（中間）所属・氏名		印			
技術検査官（完成）所属・氏名		印			
①主任技術評価官評定点		点			
②総括技術評価官評定点		点			
③技術検査官（中間）評定点		点			
④技術検査官（完成）評定点		点			
⑤法令遵守等		点			
⑥評定点合計		点			

注1) 中間技術検査があった場合

$$\text{評定点合計 } ⑥ = (① \times 0.4 + ② \times 0.2 + ③ \times 0.2 + ④ \times 0.2) - ⑤$$

中間技術検査がなかった場合

$$\text{評定点合計 } ⑥ = (① \times 0.4 + ② \times 0.2 + ④ \times 0.4) - ⑤$$

2) 中間技術検査が2回以上あった場合、評定点は中間技術検査を合わせた平均点を記入する。

3) 一部完成の場合は、総括技術評価官、主任技術評価官及び技術検査官が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。

4) 主任技術評価官、総括技術評価官、技術検査官の評定点は小数第1位までとする。

5) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

6) ⑤法令遵守等は、総括技術評価官が記入する。

## 工事成績採点表 [完成、一部完成]

平成 年 月 日 作成  
地方整備局 事務所

工事名 請負者名	主技術評価官												総括技術評価官												技術検査官(中間)												技術検査官(完成)											
	氏名												氏名												氏名												氏名											
1. 施工体制	細別	a	b	c	d	e	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e															
1. 施工体制一般	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																																										
II. 配置技術者	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																																										
III. 安全対策	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0	0	-7.5	-15																																				
IV. 対外関係	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+3.0	+1.5	0	-7.5	-15																																					
V. 及び	III. 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																																										
VI. 品質	IV. 施工条件等への対応	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0																																										
VII. 地域への貢献等	V. 創意工夫	※2	※3	+7.0	~	0																																										
加減点合計(1+2+3+4+5+6)	6. 社会性等	土	・	点																																												
評定点合計(65点±加減点合計)	7. 法令遵守等	①	②	点																																												
評定点合計	8. 総合評価	※8	点	○	評定点合計(	①	～	法令遵守等(	②	点																																						
技術評価	技術提案履行確認	※9	(主任技術評価官)	履行	不履行			対象外																																								
所見	※5																																															

※1 65点 + 1.～3.の評定(加減点合計) + 4.～6.の評定(加点合計) = 評定点

各課題点(①～④)は小数算1位まで記入する。

工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境、社会条件、厳しい自然、地盤条件、長期工事ににおける安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。

評価は、主任技術評価官が受けた総括技術評価官が評価するものとする。

創意工夫は、工事特性の特徴をより特筆すべき便益があつた場合に評価する項目である。

所見は必ず記載する。

参考項目ごとの採点は、参考項目別選用表によるものとし、技術検査官(完成)の評価に先立ち、主任、総括技術評価官が行う。

4. 5. 6. は加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。

評定点合計は、四捨五入によるものとする。

評定点合計は、参考項目別選用表によるものとする。

総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

## 改定細目別評定点採点表

工事名 :

検査項目	細別	①主任技術評価官 $(1.0) \times 0.4+2.9=3.3$ 点	②総括技術評価官	③技術検査官(中間)	④技術検査官(完成)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般 II. 配置技術者	$(3.0) \times 0.4+2.9=4.1$ 点	$(5.0) \times 0.4+6.5=8.5$ 点	$(5.0) \times 0.4+6.5=8.5$ 点	$(5.0) \times 0.4+6.5=8.5$ 点	3.3点 4.1点 4.1点	3.3% 4.1% 4.1%
2. 施工状況	I. 施工管理	$(4.0) \times 0.4+2.9=4.5$ 点	$(2.0) \times 0.2+3.2=4.5$ 点	$(10.0) \times 0.4+6.5=10.5$ 点	$(10.0) \times 0.4+6.5=10.5$ 点	13.0点 8.1点 8.1点	13.0% 8.1% 8.1%
	II. 工程管理	$(5.0) \times 0.4+2.9=4.9$ 点	$(3.0) \times 0.2+3.3=4.9$ 点	$(10.0) \times 0.4+6.5=10.5$ 点	$(10.0) \times 0.4+6.5=10.5$ 点	8.8点 8.8点	8.8% 8.8%
	III. 安全対策	$(2.0) \times 0.4+2.9=3.7$ 点	$(2.0) \times 0.4+2.8=4.4$ 点	$(15.0) \times 0.4+6.5=12.5$ 点	$(15.0) \times 0.4+6.5=12.5$ 点	3.7点 12.5点 12.5点	3.7% 17.4% 17.4%
	IV. 対外関係	$(4.0) \times 0.4+2.8=4.4$ 点	$(5.0) \times 0.4+2.9=4.9$ 点	$(10.0) \times 0.4+6.5=10.5$ 点	$(10.0) \times 0.4+6.5=10.5$ 点	14.9点 10.5点 10.5点	14.9% 14.9% 14.9%
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 II. 品質	$(5.0) \times 0.4+2.9=4.9$ 点	$(5.0) \times 0.4+6.5=12.5$ 点	$(5.0) \times 0.4+6.5=12.5$ 点	$(15.0) \times 0.4+6.5=12.5$ 点	8.5点 8.5点 8.5点	8.5% 8.5% 8.5%
	III. 出来ばえ	$(20.0) \times 0.2+3.3=7.3$ 点	$(7.0) \times 0.4+2.9=5.7$ 点	$(20.0) \times 0.2+3.3=7.3$ 点	$(20.0) \times 0.2+3.3=7.3$ 点	7.3点 5.7点 5.7点	7.3% 5.7% 5.7%
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	$(10.0) \times 0.2+3.2=5.2$ 点	$(10.0) \times 0.2+3.2=5.2$ 点	$(10.0) \times 0.2+3.2=5.2$ 点	$(10.0) \times 0.2+3.2=5.2$ 点	5.2点 5.2点 5.2点	5.2% 5.2% 5.2%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	$(0.0) \times 1.0=0.0$ 点	$(0.0) \times 1.0=0.0$ 点	$(0.0) \times 1.0=0.0$ 点	$(0.0) \times 1.0=0.0$ 点	0.0点	0.0%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	$(0.0) \times 1.0=0.0$ 点	$(0.0) \times 1.0=0.0$ 点	$(0.0) \times 1.0=0.0$ 点	$(0.0) \times 1.0=0.0$ 点	0.0点	0.0%
7. 法令遵守等							
8. 総合評価	技術提案履行確認 技術提案			履行 不履行 対象外		評定点合計 100.0点 100.0点	

※ 中間技術検査があつた場合  $(\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times 0.5 + \text{④} \times 0.5 = \text{細目別評価点}$  (中間技術検査が2回以上の場合には③を平均する)  
中間技術検査がなかつた場合  $(\text{①} + \text{②} + \text{④}) = \text{細目別評価点}$

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。  
※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

## 考査項目別運用表

考査項目		(主任技術評価官)				
1. 施工体制	I. 施工体制一般	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
	<p>●評価対象項目</p> <p>□「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。</p> <p>□施工計画書を、工事着手前に提出している。</p> <p>□作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。</p> <p>□品質証明員が關係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。</p> <p>□元請が下請の作業成果を検査している。</p> <p>□緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</p> <p>□現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。</p> <p>□工場製作期間における技術者を適切に配置している。</p> <p>□機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。</p> <p>□その他</p>					
	<p>理由 :</p> <p>施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。</p> <p>□契約書、設計図書、適用すべき基準等を理解し、施工に反映している。</p> <p>□施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。</p> <p>□下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。</p> <p>□監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。</p>					
II. 配置技術者 (現場代理人等)	<p>●評価対象項目</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <p>□「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者を選任及び配置している。</p> <p>□作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。</p> <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <p>□現場代理人が、工事全体を把握している。</p> <p>□設計図書と現場との相違があつた場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。</p> <p>□監督職員への報告を適時及び的確に行っている。</p> <p>【監理（主任）技術者を評価する項目】</p> <p>□書類を共通仕様書及び基準に基づき適切に作成し、整理している。</p> <p>□契約書、設計図書、適用すべき基準等を理解し、施工に反映している。</p> <p>□施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を行っている。</p> <p>□下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。</p> <p>□監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。</p> <p>□その他</p>	<p>●判断基準</p> <p>評価値が 90%以上・・・・・・・a</p> <p>評価値が 80%以上 90%未満・・・・b</p> <p>評価値が 80%未満・・・・c</p>	<p>a 適切である</p> <p>b ほぼ適切である</p>	<p>c 他の評価に該当しない</p>	<p>d やや不適切である</p>	<p>e 不適切である</p>
	<p>理由 :</p> <p>●評価対象項目</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <p>□「施工プロセス」のうち、「評価対象項目」は削除する。</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値（ %）=該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <p>□現場代理人が、工事全体を把握している。</p> <p>□設計図書と現場との相違があつた場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。</p> <p>□監督職員への報告を適時及び的確に行っている。</p> <p>【監理（主任）技術者を評価する項目】</p> <p>□書類を共通仕様書及び基準に基づき適切に作成し、整理している。</p> <p>□契約書、設計図書、適用すべき基準等を理解し、施工に反映している。</p> <p>□施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を行っている。</p> <p>□下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。</p> <p>□監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。</p> <p>□その他</p>	<p>●判断基準</p> <p>評価値が 90%以上・・・・・・・a</p> <p>評価値が 80%以上 90%未満・・・・b</p> <p>評価値が 80%未満・・・・c</p>	<p>a 適切である</p> <p>b ほぼ適切である</p>	<p>c 他の評価に該当しない</p>	<p>d やや不適切である</p>	<p>e 不適切である</p>

## 考査項目別運用表

考査項目		細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
2. 施工状況	I. 施工管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価対象項目           <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。</li> <li>□ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。</li> <li>□ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。</li> <li>□ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。</li> <li>□ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。</li> <li>□ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。</li> <li>□ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。</li> <li>□ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。</li> <li>□ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。</li> <li>□ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。</li> <li>□ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。</li> <li>□ その他</li> </ul> </li> </ul> <p>理由 :</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 判断基準           <ul style="list-style-type: none"> <li>評価値が 90%以上・・・・・・・a</li> <li>評価値が 80%以上 90%未満・・・・b</li> <li>評価値が 80%未満・・・・c</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</li> <li>① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</li> <li>② 削除項目の母数( ) / 評価対象項目数( )</li> <li>③ 評価値( %) = 削除後( ) / 評価対象項目数( )</li> <li>④ なお、削除後の評価対象項目数が 2項目以下の場合はc評価とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 施工管理に関する改善指示を行った文書による改善指示を行つた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 施工管理に関する改善指示を行つた文書による改善指示を行つた。</li> </ul>	
	II. 工程管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価対象項目           <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。</li> <li>□ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。</li> <li>□ 実施工程表の作成及びフォローアップを行つており、適切に工事を管理している。</li> <li>□ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。</li> <li>□ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。</li> <li>□ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。</li> <li>□ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。</li> <li>□ 休日の確保を行っている。</li> <li>□ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。</li> <li>□ その他</li> </ul> </li> </ul> <p>理由 :</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 判断基準           <ul style="list-style-type: none"> <li>評価値が 90%以上・・・・・・・a</li> <li>評価値が 80%以上 90%未満・・・・b</li> <li>評価値が 80%未満・・・・c</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</li> <li>① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</li> <li>② 削除項目の母数( ) / 評価対象項目数( )</li> <li>③ 評価値( %) = 削除後( ) / 評価対象項目数( )</li> <li>④ なお、削除後の評価対象項目数が 2項目以下の場合はc評価とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 工程管理に関する改善指示を行つた文書による改善指示を行つた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 工程管理に関する改善指示を行つた文書による改善指示を行つた。</li> </ul>	

## 考査項目別運用表

(主任技術評価官)						
考査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
III. 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価対象項目           <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。</li> <li>□ 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。</li> <li>□ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。</li> <li>□ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。</li> <li>□ 工事期間を通して、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。</li> <li>□ 過橋載荷防止に取り組んでいる。</li> <li>□ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。</li> <li>□ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。</li> <li>□ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。</li> <li>□ その他</li> </ul> </li> </ul> <p>理由 :</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。            ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。            ③ 評価値 (      %) = 削除項目数 (      ) / 評価対象項目数 (      )            ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。         </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 安全対策に関する改善指示を行った。</li> </ul>			
IV. 対外関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価対象項目           <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。</li> <li>□ 関係官庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。</li> <li>□ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。</li> <li>□ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</li> <li>□ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。</li> <li>□ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。</li> <li>□ その他</li> </ul> </li> </ul> <p>理由 :</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。            ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。            ③ 評価値 (      %) = 削除項目数 (      ) / 評価対象項目数 (      )            ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。         </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 対外関係に関する改善指示を行った。</li> </ul>			

## 考査項目別運用表

考査項目		a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ 1. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が改善指示を行つた。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改善請求を行つた。	
	※ ばらつきの判断は別紙-4参照。					
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	<p>●評価対象項目</p> <p>■評価基準</p> <p>評価値が90%以上………a 評価値が80%以上90%未満………b 評価値が80%未満………c</p>	<p>a 適切である</p> <p>b ほぼ適切である</p> <p>c 他の評価に該当しない</p>	<p>b ほぼ適切である</p> <p>c 他の評価に該当しない</p>	<p>d 出来形の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が改善指示を行つた。</p> <p>e 契約書第17条に基づき、監督職員が改善請求を行つた。</p>	<p>d 出来形の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が改善指示を行つた。</p> <p>e 契約書第17条に基づき、監督職員が改善請求を行つた。</p>	

●評価基準

- ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)で評価する。
- ③ 評価値( )% = 評価対象項目数( ) / 評価対象項目数( )
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

理由:

考査項目別運用表

考査項目		工種	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d 出来形の測定方法又は測定値 が不適切であつたため、監督職員 が文書で改善指示を行つた。	e 契約書第17条に基づき、監督職員 が改造請求を行つた。
3. 出来形及び出来ばえ	1. 出来形	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●評価対象項目</li> <li><input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図表及び出来形管理表を工夫している。</li> <li><input type="checkbox"/> 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。</li> <li><input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形を写真撮影している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 設計図書に定められていなければ出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備の据付及び固定方法が設計図書通り施工している。</li> <li><input type="checkbox"/> 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。</li> <li><input type="checkbox"/> 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。</li> <li><input type="checkbox"/> 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。</li> <li><input type="checkbox"/> 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 社内の管理制度に基づき管理している。</li> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">理由:</span>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●判断基準</li> <li>評価値が90%以上……………a</li> <li>評価値が80%以上90%未満……………b</li> <li>評価値が80%未満……………c</li> </ul>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">           ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。            ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。            ③ 評価値(      %) = 評価対象項目数(      ) / 評価対象項目数(      )            ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。         </div>		

## 考査項目別運用表

(主任技術評価官)

考査項目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行つた。
II. 品質	<p>※ばらつきの判断は別紙-4参照。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">           ① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。            ② 品質とは、設計図書に示された工事目的の規格である。            ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体制である。なお、当該管理体制によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。            ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。         </div>				
機械設備工事	a 適切である	b (ほぼ)適切である	c 他の評価に該当しない	d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行つた。	e 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行つた。
<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。</li> <li>○ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。</li> <li>○ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。</li> <li>○ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。</li> <li>○ 液接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。</li> <li>○ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。</li> <li>○ 操作副機設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書とのおり配置し、操作性にすぐれている。</li> <li>○ 操作副機設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。</li> <li>○ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり取扱している。</li> <li>○ 設備の取扱説明書を工夫している。</li> <li>○ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。</li> <li>○ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。</li> <li>○ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。</li> <li>○ 二次コントリーの配合試験及び試験陳りが実施され、試験成績表にまとめられている。</li> <li>○ ハルプ類の平特の状態を示すラベルなどを見やすい状態で表示している。</li> <li>○ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。</li> <li>○ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。</li> <li>○ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。</li> <li>○ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。</li> </ul> <p>その他</p> <p>理由:</p>					

## ●判断基準

- 評価値が90%以上……………a
- 評価値が80%以上90%未満……………b
- 評価値が80%未満……………c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除される。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値( ) % = 評価項目数( ) / 評価対象項目数( )

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

## 考査項目別運用表

考査項目		工種	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため監督職員が文書で改善指示を行つた。	e 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行つた。	
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事	●評価対象項目						
II. 品質	通信設備工事・受変電設備工事	□ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 □ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 □ 機器の品質、機能及び性能が、品質保証書を満足し、成績書にまとめてある。 □ 操作スイッチや表示灯が並び図書のとおり配置され、操作性に優れている。 □ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿つて行われ、不具合が無い。 □ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 □ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 □ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 □ 現場条件によつて機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 □ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む))の場合は、修正又は更新( )している。 □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 □ その他	理由：					
		●判断基準	評価値が90%以上……………a 評価値が80%未満……………b 評価値が80%未満……………c	① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(      %) = 評価対象項目数(      ) / 評価対象項目数(      ) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
	維持・修理工事	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で改善指示を行つた。	e 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行つた。		
		●評価対象項目	□ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 □ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 □ 監督職員の指示事項に対し、現地状況を調査し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。					
		理由：						
		理由：						
		理由：						
		●判断基準	※該当項目が6項目以上……a ※該当項目が4項目以上……b ※該当項目が3項目以下……c					
		注	記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。					

## 考査項目別運用表

(主任技術評価官)

考査項目	細別	工事項目
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p><b>【施工】</b></p> <p>施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備設付後の試運転調整に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> コンクリート二段式機器などの代替品などの利用に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はボンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 照明などの規界の確保に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、巡回路等の計画的な施工に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 運搬車両、施工機械等に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工、仮找橿、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> I.C.T(情報通信技術)を適用した情報化施工を取り入れた工事。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ※本項目は2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊な工法や材料を用いた工事。</p> <p><input type="checkbox"/> 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。</p> <p><b>【新技术活用】</b></p> <p><input type="checkbox"/> NETI-S登録技術のうち事後評価未実施技術を活用し、活用効果調査表を提出している。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ※本項目は2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> NETI-S登録技術のうち事後評価未実施技術を活用し、発注者による活用効果調査結果の総合評価点が1.2点以上である。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ※本項目は2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> NETI-S登録技術のうち「有用とされる技術」を活用し、活用効果調査表を提出している。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ※本項目は4点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> NETI-S登録技術のうち「有用とされる技術」以外の新技術を活用し、発注者による活用効果調査結果の総合評価点が1.2点以上である。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ※本項目は4点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> NETI-S登録技術のうち事後評価未実施技術及び「有用とされる技術」以外の新技術を活用し、発注者による活用効果調査結果の総合評価点が1.2点以上である。</p> <p><b>※新技術の活用に関する上記4項目での加点は最大4点とする。</b></p> <p><b>※評定者は、発注者及び請負者の双方による全ての活用効果調査を確認した上で加点を行う。</b></p> <p><b>※評定者は、加点対象は請負者から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は、加点措置を行わないものとする。</b></p> <p><b>※評定者は、「有用とされる技術」とは、推奨技術、準推奨技術、設計比較検討技術、活用促進技術、少実績優良技術をいう。</b></p> <p><b>【品質】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 鋼筋、P.Cケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。</p> <p><b>【安全衛生】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 安全を確保するための設備等に関する工夫。(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手乗り、足場等)</p> <p><input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全ペトロール等に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 配筋、溶接作業等に関する工夫。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 建設業労働災害防護協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ※本項目は2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全を確保するための設備等に関する工夫。(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手乗り、足場等)</p> <p><input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全ペトロール等に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 有毒ガス及び可燃ガスの處理及粉塵防塵並びに作業中の換気等に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 一般車両入库時の被害降低策又は一般交通の安全確保に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 嚴しい作業環境の改善に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 環境保全に関する工夫。</p> <p><b>【創意工夫の詳細評価】</b>工夫の内容及び具体的な内容を記載</p>
	記述評価 (マークを付 した評価内容 を詳細記述)	評評点：_____点

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。  
 ※2. 1つもしくは各項目において1つを選択するが、内訳によってはそれ以上の点数を与えてよい。  
 ※3. 該当する数と重複を考慮して評定する。1項目、点を点安とするが、内訳によってはそれ以上の点数を与えてよい。  
 ※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。

### 表用別運項目査考

別紙一  
2①

(總括技術評価官)

考査項目	細別	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
2. 施工状況	II. 工程管理	●評価対象項目				
		□隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。				
		□地元及び関係機関との調整により、遅れを発生させることなく工事を完成させた。				
		□工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。				
		□工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。				
		□災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもつて工事を完成させた。				
		□工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもつて工事を完成させた。				
		□その他	理由：			
		●判断基準				
		上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				
III. 安全対策		●評価対象項目				
		□建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。				
		□安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。				
		□安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。				
		□安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。				
		□安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。				
		□安全対策に係る取り組みが地域から評価された。				
		□その他	理由：			
		●判断基準				
		上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				

## 考査項目別運用表

考査項目		細別	施工条件等への対応	社会条件等への対応	自然・地盤条件への対応	(総括技術評価官)		
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	1.構造物の特徴性への対応 □ 1.対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □ 3.その他	理由： □ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	II都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □ 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □ 6.周辺住民等に対する騒音、振動等に対する工事 □ 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 □ 8.緊急時に対応が特に必要な工事 □ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 □ 10.その他	理由： □ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	III厳しい自然・地盤条件への対応 □ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □ 12.雨、雪、風、気温、地盤等の自然環境条件の影響が大きな工事 □ 13.急峻な地形及び土石流危険渦流内の工事 □ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □ 15.その他	理由： □ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	IV長期工事における安全確保への対応 □ 16.12ヶ月を超える工期で、事業者がなく完成した工事(全面一時中断期間は除く) □ 17.その他 □ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。
	評価					評点：_____点		

\*1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。  
 \*2. 評価にあたっては、主任監督職員等の意見も参考に評価する。

## 考査項目別運用表

考査項目		細別	a 優れている	a, bより優れている	b やや優れている	b, cより優れている	b, c	(総括技術評価官)
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	<p>●評価対象項目</p> <p>周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。</p> <p>現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。</p> <p>定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p>道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。</p> <p>地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p>災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。</p> <p>□その他</p> <p>理由:</p> <p>●判断基準</p> <p>※上記該当項目を総合的に判断して、a'、b'、b、c評価を行う。</p>						

## 考査項目別運用表

(総括技術評価官)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7. 法令遵守等	措置内容	
<input type="checkbox"/> 1.指名停止 3ヶ月以上	—	20点
<input type="checkbox"/> 2.指名停止 2ヶ月以上 3ヶ月未満	—	15点
<input type="checkbox"/> 3.指名停止 1ヶ月以上 2ヶ月未満	—	13点
<input type="checkbox"/> 4.指名停止 2週間以上 1ヶ月未満	—	10点
<input type="checkbox"/> 5.文書注意	—	8点
<input type="checkbox"/> 6.口頭注意	—	5点
<input type="checkbox"/> 7.工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかつた場合	—	3点
<input type="checkbox"/> 8.その他 〔理由：〕	—	点
<input type="checkbox"/> 9.項目該当なし	—	点

① 本考査項目（7「法令遵守等」）で評価する事例は、施工にあたつて工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があつた場合に適用する。  
 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。  
 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に從事する現場代理人、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたつて下請契約し、それを履行するため従事する者に限定する。  
 ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかつた場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。

**【上記で評価する場合の適応事例】**

1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。  
 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。  
 3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。  
 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。  
 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。  
 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。  
 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。  
 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。  
 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。  
 10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。  
 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。  
 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業会員等の暴力団関係者がいることが判明した。  
 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行つている事実が判明した。  
 14.安全管理が不適切であつたことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害をえた公衆損害事故を起こした。

## 考査項目別運用表

考査項目		(技術検査官)				
施工状況	細別	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
2. 施工管理	I. 施工管理	<p>●評価対象項目</p> <p>契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。</p> <p>施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したるものとなっていることが確認できる。</p> <p>工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。</p> <p>現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事章手前に変更計画書を提出していることが確認できる。</p> <p>工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。</p> <p>立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。</p> <p>建設産物の取扱用等への取り組みを行っていることが確認できる。</p> <p>施工体制台帳及び施工工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。</p> <p>下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。</p> <p>品質証明書による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。</p> <p>工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。</p> <p>社内の管理制度に基づき管理していることが確認できる。</p> <p>□その他</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>

- 判断基準
  - 評価値が90%以上……………a
  - 評価値が80%以上90%未満……………b
  - 評価値が80%未満……………c

- 判断基準
  - 評価値が90%以上……………a
  - 評価値が80%以上90%未満……………b
  - 評価値が80%未満……………c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)を算出する。
- ③ 評価値（ %）=該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

## 考査項目別運用表

考査項目		(技術検査官)				
3. 出来形及び出来ばえ	□ 出来形について所定の測定項目が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の幅ね±5.0%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の幅ね±5.0%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の幅ね±8.0%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われおり、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の幅ね±8.0%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の幅ね±8.0%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の幅ね±8.0%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。
1. 出来形	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。</li> <li>□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</li> <li>□ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。</li> <li>□ 写真管理基準の管理項目を満足している。</li> <li>□ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。</li> </ul> <p>理由：</p> <p>その他の</p>					
※ ばらつきの判断は別紙一-4参照。	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 優れている</li> <li>□ bより優れている</li> <li>□ やや優れている</li> <li>□ cより優れている</li> <li>□ やや劣っている</li> <li>□ dより劣っている</li> <li>□ e</li> </ul>					
機械設備工事	a	a , bより優れている	b , やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	d やや劣っている e 劣っている
※上記欄によらず、当該欄で評価	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。</li> <li>□ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。</li> <li>□ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。</li> <li>□ 設計図書で定められない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。</li> <li>□ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。</li> <li>□ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。</li> <li>□ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。</li> <li>□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</li> <li>□ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。</li> <li>□ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。</li> <li>□ その他</li> </ul> <p>理由：</p> <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価値が 90%以上……………a ,</li> <li>評価値が 80%以上 90%未満……………a ,</li> <li>評価値が 70%以上 80%未満……………b ,</li> <li>評価値が 60%以上 70%未満……………b ,</li> <li>評価値が 60%未満……………c</li> </ul>					

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(%) = 評価対象項目数( ) / 評価対象項目数( ) × 100
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

## 考査項目別運用表

考査項目		工種	a 優れている	b より優れている	b やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	●評価対象項目	電気設備工事 通信設備工事 機器等の測定(試験)結果が、その部都管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。	<input type="checkbox"/>	据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1. 出来形	●評価対象項目	写真管理基準の管理項目を満足している。	<input type="checkbox"/>	機器等の測定(試験)結果が、その部都管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		不可視部分の出来形が写真で確認できる。	<input type="checkbox"/>	設計図書で定められていらない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。	<input type="checkbox"/>	設計図書で定められていらない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		設備の強付、固定方法が、設計図書又は承諾図書通り施工していることが確認できる。	<input type="checkbox"/>	設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設している。	<input type="checkbox"/>	設備の強付、固定方法が、設計図書又は承諾図書通り施工していることが確認できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。	<input type="checkbox"/>	配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	<input type="checkbox"/>	行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。	<input type="checkbox"/>	配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		その他	<input type="checkbox"/>	社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		理由:	<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	●判断基準		<input type="checkbox"/>	評価値が90%以上……………a	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	評価値が80%以上90%未満……………a	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	評価値が70%以上80%未満……………b	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	評価値が60%以上70%未満……………b'	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	評価値が60%未満……………c	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。				
					② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。				
					③ 評価値(%) = 評価対象項目数( ) / 評価対象項目数( ) × 100				
					④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

### 考覈項目別運用表

考査項目		工種	a	b	c	d	e																																									
II. 品質	出来形 及び 出来ばえ	3. 出来形	コンクリート 構造物工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。 ＜判断基準参考＞ ※ ばらつきの判断は別紙-4 参照。		□ 品質関係の測定方法又は測定 閾値基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験	□ 品質関係の測定方法又は測定 閾値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行った。																																									
		●評価対象項目	●評価対象項目	□ コンクリートの配合試験及び試験練りを行つており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。	□ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定 閾値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行改善された。																																										
<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値( ) = 当該項目数( ) / 評価対象項目数( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>																																																
<p>● 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び継ぎ目方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。</p> <p>(寒中及び暑中コンクリート等を含む)</p>																																																
<p>● 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び継ぎ目方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。</p>																																																
<p>● コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。</p>																																																
<p>● コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていていることが確認できる。</p>																																																
<p>● 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。</p>																																																
<p>● コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。</p>																																																
<p>● 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p>																																																
<p>● 压接作業にあたり、作業員の技能確認を行っていることが確認できる。</p>																																																
<p>● コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p>																																																
<p>● スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p>																																																
<p>● コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害なクリックが無い。</p>																																																
<p>● その他 理由：_____</p>																																																
<p>● 評価結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</p>																																																
<p>● 判断基準</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">評価値</td> <td colspan="5">ばらつきで判断可能</td> </tr> <tr> <td colspan="5">50%以下</td> </tr> <tr> <td colspan="5">80%以下</td> </tr> <tr> <td colspan="5">80%を超える</td> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>c'</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c'</td> </tr> </table>								評価値	ばらつきで判断可能					50%以下					80%以下					80%を超える					90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a	b	b	b'	60%以上75%未満	b	b	c	c'	60%未満	b	c	c	c'
評価値	ばらつきで判断可能																																															
	50%以下																																															
	80%以下																																															
	80%を超える																																															
	90%以上	a	a'	b	b'																																											
75%以上90%未満	a	b	b	b'																																												
60%以上75%未満	b	b	c	c'																																												
60%未満	b	c	c	c'																																												
<p>● 土工事 (切土、盛土、堤防等工事)</p>																																																
<p>□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。 ＜判断基準参考＞ ※ ばらつきの判断は別紙-4 参照。</p>																																																
<p>●評価対象項目</p>																																																
<p>● 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。</p>																																																
<p>● 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。</p>																																																
<p>● 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。</p>																																																
<p>● 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。</p>																																																
<p>● 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。</p>																																																
<p>● 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。</p>																																																
<p>● 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。</p>																																																
<p>● 士用土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。</p>																																																
<p>● C.B.R試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。</p>																																																
<p>● 法面に有害な植栽が無い。</p>																																																
<p>● 伐開除限界が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。</p>																																																
<p>● その他 理由：_____</p>																																																
<p>● 判断基準</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">評価値</td> <td colspan="5">ばらつきで判断可能</td> </tr> <tr> <td colspan="5">50%以下</td> </tr> <tr> <td colspan="5">80%以下</td> </tr> <tr> <td colspan="5">80%を超える</td> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>c'</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c'</td> </tr> </table>								評価値	ばらつきで判断可能					50%以下					80%以下					80%を超える					90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a	b	b	b'	60%以上75%未満	b	b	c	c'	60%未満	b	c	c	c'
評価値	ばらつきで判断可能																																															
	50%以下																																															
	80%以下																																															
	80%を超える																																															
	90%以上	a	a'	b	b'																																											
75%以上90%未満	a	b	b	b'																																												
60%以上75%未満	b	b	c	c'																																												
60%未満	b	c	c	c'																																												
<p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</p>																																																

考査項目別運用表

別紙一 3⑤

考査項目		工種	a	b	c	d	e																							
II. 品質	3. 出来形 及び 出来ばえ	護岸・根固・ 水削工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ばらつきの判断は別紙－4参照。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であるため、監督職員が文書で指示を行った。																									
		●評価対象項目	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 補込材及び隙間を、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 緑化ブロック、石積（張）、法棒、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 石積（張）工はにおいて、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 運搬車両の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 運水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 植生工、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 根固工、水削工、沈床工等において、材料の連結及びみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 指定材料の品質が、証明書類が無く施工していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> コンクリートブロック等を構築無く設置していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び帶水等は、排除して施工していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 基礎工事において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 理由： 有害なグラックが無い。</li> </ul>	<p>●評価基準</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">評価値 （%）</td> <td colspan="3">ばらつきで判断可能</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">e ばらつきで判断不能</td> </tr> <tr> <td colspan="3">50%以下</td> </tr> <tr> <td colspan="3">80%以下</td> </tr> <tr> <td colspan="3">80%を超える</td> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>a'</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b</td> <td>c</td> </tr> </table>	評価値 （%）	ばらつきで判断可能			e ばらつきで判断不能	50%以下			80%以下			80%を超える			90%以上	a'	b	75%以上90%未満	a	b'	60%以上75%未満	b	c	60%未満	b	c
評価値 （%）	ばらつきで判断可能			e ばらつきで判断不能																										
	50%以下																													
	80%以下																													
	80%を超える																													
90%以上	a'	b																												
75%以上90%未満	a	b'																												
60%以上75%未満	b	c																												
60%未満	b	c																												
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																														
III. 作業	4. 作業	鋼橋工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ばらつきの判断は別紙－4参照。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行った。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値 が不適切であるため、監督職員が文書で指示を行った。																									
		●評価対象項目	<p>【工場製作関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 溶接材料の施工区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 溶接施工に係る施工画面書を提出していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 孔空けによつて生じたまくろが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 丸欠部の発生が見られないことが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 漆装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させていることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 漆装施工に係る施工時間内に金属前處理塗装を実施していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 漆料の空缶管理について、第1種ケレン後4時間以内であることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 漆料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 理由：</li> </ul>	<p>●評価基準</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">評価値 （%）</td> <td colspan="3">ばらつきで判断可能</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">e ばらつきで判断不能</td> </tr> <tr> <td colspan="3">50%以下</td> </tr> <tr> <td colspan="3">80%以下</td> </tr> <tr> <td colspan="3">80%を超える</td> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>a'</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b</td> <td>c</td> </tr> </table>	評価値 （%）	ばらつきで判断可能			e ばらつきで判断不能	50%以下			80%以下			80%を超える			90%以上	a'	b	75%以上90%未満	a	b'	60%以上75%未満	b	c	60%未満	b	c
評価値 （%）	ばらつきで判断可能			e ばらつきで判断不能																										
	50%以下																													
	80%以下																													
	80%を超える																													
90%以上	a'	b																												
75%以上90%未満	a	b'																												
60%以上75%未満	b	c																												
60%未満	b	c																												
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																														

## 考査項目別運用表

（技術検査官）									
考査項目	工種	a	b	c	d	e	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行つた。		
3. 出来形及び出来ばえ	砂防構造物工事 及び 地すべり防止工事 (集水井工事を含む)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 〔関連基準、土木工事管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※「ばらつきの判断」は別紙-4参照。	<input type="checkbox"/> コンクリートの配合試験及び試験練りを行つており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。	<input type="checkbox"/> コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。	<input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。	<input type="checkbox"/> 運搬時間・打設時の投入高さ、縮固時のハイブリーダーの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む)	<input type="checkbox"/> コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保の取り外しを行つている。	<input type="checkbox"/> 地山との取扱いを適切に行つていることが確認できる。	<input type="checkbox"/> 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。
II. 品質		<input type="checkbox"/> 有害なクラックが無い。	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他
【共通】									
●評価対象項目									
〔理由：〕									
【砂防構造物工事に適用】									
○コンクリート打設までび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。									
○鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。									
○施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。									
○アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。									
○ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。									
○ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。									
○その他									
〔理由：〕									
【地すべり対策工事(抑止杭・集水井工事を含む)】									
○アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。									
○ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。									
○ライナープレートと地山との隙間が少くならないように施工していることが確認できる。									
○集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工する配慮をしていることが確認できる。									
○その他									
〔理由：〕									
●判断基準									
○ばらつきで判断可能									
○ばらつきで判断不能									
評価基準									
90%以上									
75%以上90%未満									
60%以上75%未満									
60%未満									
a, b, c									
a, b, c									
b, c, c									
c									

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

## 考査項目別運用表

考査項目	工種	a	a , b	b c	d e	(技術検査官)
3. 出来形 及び 出来ばえ	舗装工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。			<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定方法が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行なった。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定方法が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行なった。
II. 品質						
3. 出来形 及び 出来ばえ						
	●評価対象項目					
	【路床・路盤工関係】					
	□ 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。					
	□ 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。					
	□ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
	□ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。					
	□ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。					
	□ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。					
	□ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における繋ぎめが、タンハ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。					
	□ その他					
	理由 :					
	【アスファルト舗装工関係】					
	□ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験結果の結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。					
	□ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。					
	□ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。					
	□ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。					
	□ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。					
	□ 純縫目及び横縫目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
	□ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。					
	□ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。					
	□ その他					
	理由 :					
	【コンクリート舗装工関係】					
	□ コンクリートの配合試験及び試験練習を行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。					
	□ 舗装工の施工に先立って、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。					
	□ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。					
	□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。					
	□ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。					
	□ 材料が分離しないようコンクリートを費均していることが確認できる。					
	□ チェア及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。					
	□ その他					
	理由 :					
	●判断基準					
			ばらつきで判断可能			
			ばらつきで判断不能			
	評価基準	90%以上	50%以下	80%以下	80%を越える	
		75%以上90%未満	a	a'	b	
		60%以上75%未満	b	b'	b'	
		60%未満	c	c	c	

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

## 考査項目別運用表

考査項目		工種	a	a', b b'	c	d	e	(技術検査官)																					
3. 出来形 及び 出来ばえ	法面工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定方法が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行なった。																					
II. 品質		<b>●評価対象項目</b> 【共通】	<input type="checkbox"/> 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法棒工、コンクリート又はモルタル吹付け工関係) <input type="checkbox"/> 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起らぬよう締固めを十分行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 雨水による崩壊が起らないように、排水対策を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行なった。																									
		<b>●理由:</b>																											
		<b>【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】</b>																											
		<input type="checkbox"/> 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他																											
		<b>【理由:】</b>																											
		<b>【コンクリート又はモルタル吹付工関係】</b>																											
		<input type="checkbox"/> 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 金觸の重ね幅が、1.0 cm以上確保されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 金觸が破損を生じていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付け厚さに応じて2層以上に分離して施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他																											
		<b>【理由:】</b>																											
		<b>【現場打法棒工関係（ブレキヤスト法棒工含む）】</b>																											
		<input type="checkbox"/> 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることがある。 <input type="checkbox"/> 柱内に空隙が無いことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 層間にはく離が無いことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他																											
		<b>【理由:】</b>																											
		<b>●判断基準</b>																											
		<table border="1"><tr> <td rowspan="2">評価値 (%)</td> <td colspan="2">ばらつきで判断可能</td> <td rowspan="2">ばらつきで判断不能</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td> <td>80%以下</td> </tr> <tr> <td>75%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>60%以上</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </table>	評価値 (%)	ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不能	50%以上	80%以下	75%以上	a	a'	a	60%以上	b	b'	b	60%未満	b'	c	c	60%未満	c	c	c					
評価値 (%)	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不能																									
	50%以上	80%以下																											
75%以上	a	a'	a																										
60%以上	b	b'	b																										
60%未満	b'	c	c																										
60%未満	c	c	c																										
		<b>●理由:</b>																											
		<b>注</b> 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができる場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																											

## 考査項目別運用表

（技術検査官）									
考査項目	工種	a	a , b	b , c	c	d	e	（技術検査官）	
3. 出来形 及び 出来ばえ	基礎工事及び 地盤改良工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。 〔関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ 「ばらつき」の判断は別紙一4 参照。	□ 品質関係の測定方法又は測定方法が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行った。 改善された。						
●評価対象項目									
【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礁等）】									
II. 品質									
3. 出来形 及び 出来ばえ	基礎工事及び 地盤改良工事	□ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 □ 著脱杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 □ 杆頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 □ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 溶接の品質管理において、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 □ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2 m以上挿入して施工していることが確認できる。 □ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ ライナーブレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 □ 真込材注入の圧力などから施工記録により確認できる。 □ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。	理由 :	注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。	●判断基準	ばらつきで判断可能	ばらつきで判断可能	ばらつきで判断可能	ばらつきで判断可能
【地盤改良関係】									
II. 品質									
3. 出来形 及び 出来ばえ	基礎工事及び 地盤改良工事	□ 改良材のハッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 □ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 □ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 □ その他	理由 :	注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。	●判断基準	ばらつきで判断可能	ばらつきで判断可能	ばらつきで判断可能	ばらつきで判断可能
●評価対象項目									
【海岸工事】									
II. 品質									
3. 出来形 及び 出来ばえ	基礎工事及び 地盤改良工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。 〔関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ 「ばらつき」の判断は別紙一4 参照。	理由 :	注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。	●判断基準	ばらつきで判断可能	ばらつきで判断可能	ばらつきで判断可能	ばらつきで判断可能
●評価対象項目									
【海岸工事】									
II. 品質									
3. 出来形 及び 出来ばえ	基礎工事及び 地盤改良工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。 〔関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ 「ばらつき」の判断は別紙一4 参照。	理由 :	注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。	●判断基準	ばらつきで判断可能	ばらつきで判断可能	ばらつきで判断可能	ばらつきで判断可能
●評価対象項目									
【海岸工事】									
II. 品質									
3. 出来形 及び 出来ばえ	基礎工事及び 地盤改良工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。 〔関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ 「ばらつき」の判断は別紙一4 参照。	理由 :	注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。	●判断基準	ばらつきで判断可能	ばらつきで判断可能	ばらつきで判断可能	ばらつきで判断可能

### 考査項目別運用表

別紙一 3⑩

考査項目		工種	a	b	c	d	e													
II. 品質	3. 出来形及び出来ばえ	コンクリート橋上部工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。																	
		(P.C及びRCを対象)	●評価対象項目	□ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。	□ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。	□ 壓縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。	□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び組め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。	□ (寒中及び暑中)コンクリート等を含む)コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。	□ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。	□ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	□ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。	□ 直接作業にあたり、作業員の技能確認を行っていることが確認できる。	□ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	□ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	□ スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。	□ レビーム軸のフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	□ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。	□ P.C鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	□ プレストレスシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	□ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件における供試体を用いていることが確認できる。
								理由:												
●判断基準																				
		ばらつきで判断可能	ばらつきで判断不可能																	
		50%以下	80%以下																	
評価値	90%以上	a'	a																	
	75%以上90%未満	a'	b																	
	60%以上75%未満	b	b'																	
	60%未満	b'	c																	

考査項目別運用表

## 検査項目別運用表

考査項目		工種	a	b	c	d	e	(技術検査官)																											
3. 出来形及び出来ばえ		植栽工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定方法が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行つた。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定方法が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定方法が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行つた。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定方法が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行つた。																												
●評価対象項目																																			
II. 品質			<input type="checkbox"/> 活着が足されるよう管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 樹木などに損傷、はちくられ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 植生する樹木に応じて、余裕のある種穴を強り植穴底部を耕していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 樹名板を認認しやすい場所に据付けていることが確認できる。	<input type="checkbox"/> ●評価対象項目	<input type="checkbox"/> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 削除項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	<input type="checkbox"/> ●評価基準	<table border="1"><tr><td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">評価 値</td><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">ばらつきで判断可能</td><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">ばらつきで判断不可能</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">50%以下</td><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">80%を超える</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">90%以上</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">a</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">a'</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">75%以上90%未満</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">b</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">b'</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">60%以上75%未満</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">c</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">c'</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">60%未満</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">b'</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">c</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">c</td></tr></table>	評価 値	ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能		50%以下		80%を超える		90%以上		a	a'	75%以上90%未満		b	b'	60%以上75%未満		c	c'	60%未満		b'	c	c	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定方法が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	
評価 値	ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能																																
	50%以下		80%を超える																																
	90%以上		a	a'																															
	75%以上90%未満		b	b'																															
	60%以上75%未満		c	c'																															
60%未満		b'	c	c																															
理由 :				<input type="checkbox"/> 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。	<input type="checkbox"/> 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。	<input type="checkbox"/> 評価対象項目のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 削除項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	<input type="checkbox"/> ●評価基準	<table border="1"><tr><td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">評価 値</td><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">ばらつきで判断可能</td><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">ばらつきで判断不可能</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">80%以下</td><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">80%を超える</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">90%以上</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">a</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">a'</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">75%以上90%未満</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">b</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">b'</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">60%以上75%未満</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">c</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">c'</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">60%未満</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">b'</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">c</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">c</td></tr></table>	評価 値	ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能		80%以下		80%を超える		90%以上		a	a'	75%以上90%未満		b	b'	60%以上75%未満		c	c'	60%未満		b'	c	c	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定方法が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
評価 値	ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能																																
	80%以下		80%を超える																																
	90%以上		a	a'																															
	75%以上90%未満		b	b'																															
	60%以上75%未満		c	c'																															
60%未満		b'	c	c																															
防護柵(網)・標識・区画線等設置工事			<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】	<input type="checkbox"/> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 削除項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	<input type="checkbox"/> ●評価対象項目	<input type="checkbox"/> 防護柵設置要綱、規範説導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 防護柵等の床張りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鋼筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 <input type="checkbox"/> ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ペイント式(常温式)区画線に使用するシートの使用量が、10%以下であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線施工後の屋間及び床間の規格性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線の施工にあたって、設計路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となつていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ブライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	<input type="checkbox"/> ●評価基準	<table border="1"><tr><td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">評価 値</td><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">ばらつきで判断可能</td><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">ばらつきで判断不可能</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">80%以下</td><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">80%を超える</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">90%以上</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">a</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">a'</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">75%以上90%未満</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">b</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">b'</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">60%以上75%未満</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">c</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">c'</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">60%未満</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">b'</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">c</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">c</td></tr></table>	評価 値	ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能		80%以下		80%を超える		90%以上		a	a'	75%以上90%未満		b	b'	60%以上75%未満		c	c'	60%未満		b'	c	c	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定方法が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行つた。
評価 値	ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能																																
	80%以下		80%を超える																																
	90%以上		a	a'																															
	75%以上90%未満		b	b'																															
	60%以上75%未満		c	c'																															
60%未満		b'	c	c																															
理由 :								<input type="checkbox"/> 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																											

考査項目別運用表

考査項目		工種	a , 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]					b , c					d 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であつたため、監 督職員が文書で指示を行い改 善された。					e 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であつたため、檢 査職員が修補指示を行つた。	
3. 出来形 及び 出来ばえ		電線共同溝工事																	
II. 品質		●評価対象項目					○指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 ○管路の通過試験を行つており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 ○プラント出荷時、現場到着時、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。 ○特殊部の施工面の支持力が、均等となるようにならぬように仕上げていることが確認できる。 ○特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目盛りによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 ○埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ○舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 ○管材及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ○管設置において、それぞれの管の管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。												
理由 :		○その他																	
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができる場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値( %) = 当該項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																	
●判断基準							ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 80%を越える a , b , b , b , c , c												
評価値							ばらつきで判断不能												
90%以上							a , b , b , b , c , c												
75%以上90%未満							a , b , b , b , c , c												
60%以上75%未満							b , c , c , c												
60%未満							b , c , c , c												

## 考査項目別運用表

考査項目		工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	維持工事 (津掃工、除草工、 付属物工、除雪、応 急処理等)	<p>●評価対象項目</p> <p>□ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。</p> <p>□ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。</p> <p>□ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。</p> <p>□ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。</p> <p>□ 理由 :</p> <hr/> <p>□ 理由 :</p> <hr/> <p>□ 理由 :</p> <hr/> <p>□ 理由 :</p>	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、監 督職員が文書で指示を行 善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、監 督職員が文書で指示を行 善された。					
II. 品質		<p>●判断基準</p> <p>※ 該当項目が 6 項目以上・・・・・・a ,</p> <p>※ 該当項目が 5 項目・・・・・・a ,</p> <p>※ 該当項目が 4 項目・・・・・・b ,</p> <p>※ 該当項目が 3 項目・・・・・・b ,</p> <p>※ 該当項目が 2 項目以下・・・・c</p> <p>注 記載の 4 項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大 8 項目とする。</p>	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、監 督職員が文書で指示を行 善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、監 督職員が文書で指示を行 善された。					
	修繕工事 (構脚補強、耐震補 強、落橋防止等)	<p>●評価対象項目</p> <p>□ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。</p> <p>□ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。</p> <p>□ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。</p> <p>□ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕シール等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。</p> <p>□ 理由 :</p> <hr/> <p>□ 理由 :</p> <hr/> <p>□ 理由 :</p> <hr/> <p>□ 理由 :</p>	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、監 督職員が文書で指示を行 善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、監 督職員が文書で指示を行 善された。					

## 考査項目別運用表

(技術検査官)									
考査項目	工種	a 優れている	b より優れている	a, bより優れている	b, cより優れている	c 他の評価に該当しない、 他の評価	d 品質関係の測定方法又は測定 方法が不適切であつたため、監 督職員が文書で指示を行ひ改 善された。	e 品質関係の測定方法又は測定 方法が不適切であつたため、檢 査職員が修補指示を行つた。	
3. 出来形 及び 出来ばえ	機械設備工事	●評価対象項目 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 機器の機能及び性能が、承諾図書として提出された詳細設計を行され、品質として確認できる。 設計図書の仕様とおり確実に施工され、品質の確認ができる。 機器の機能及び性能に係る成績書が整理され、品質の確認ができる。 溶接管基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 塗装管基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 操作制御設備の機器配置及び保護装置の機器配置と表示灯が承諾図書とおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり配置され、試験書類を整理し品質の確認ができる。 設備の取扱説明書と機器設置の機器配置及び保護装置の機器配置と表示灯が承諾図書とおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 二次コンクリートの配合試験及び試験練習を実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 ハーフブレーブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 計器類に連続時適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていていることが確認できる。 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行なうなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 その他	[理由]	[理由]	[理由]	[理由]	[理由]	[理由]	
II. 品質		●判断基準 ※評価値が90%以上……………a ※評価値が80%以上90%未満……………a ※評価値が70%以上80%未満……………b ※評価値が60%以上70%未満……………b ※評価値が60%未満……………c	①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値( ) =該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						
	電気設備工事	●評価対象項目 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 材料、部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 操作スイッチや表示灯が承諾図書とおり配置され、操作性に優れていますことが確認できる。 ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載されていることが確認できる。 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 現場条件によつて機器・製品の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。 その他	[理由]	[理由]	[理由]	[理由]	[理由]	[理由]	
		●判断基準 ※評価値が90%以上……………a ※評価値が80%以上90%未満……………a ※評価値が70%以上80%未満……………b ※評価値が60%以上70%未満……………b ※評価値が60%未満……………c	①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値( ) =該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						

## 考査項目別運用表

考査項目		工種					(技術検査官)					
3. 出来形 及び 出来ばえ	通信設備工事・受 変電設備工事	●評価対象項目 電気		a 優れている	b より優れている	c やや優れている	b 優れている	c より優れている	b 優れている	c より優れている	d 評価に該当しない 他の評価	e
		設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる。 機器の品質が、品質保証書等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 設備、機器及び品質、機能、接続などの作業が、施工手順等で確認され、不具合が無いことが確認できる。 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 完成図書において、車体の機械並びに性能及び操作方法が容易に判別できる。 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 完成図書で定期的な点検や交換を実施していることが確認できる。 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 その他										□ 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行った。
II. 品質		●評価対象項目 理由:										e
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。            ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。            ③ 評価値(      %) =該当項目数(      ) / 評価対象項目数(      )            ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。         </div>										□ 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行った。
●評価基準 上記以外の工事 (情報ボックス、渡譲 工等) 又は合併工事		<A> 優れていいる		bより優れている		cより優れている		b 優れている		c 評価に該当しない 他の評価		e
<B>		□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値) [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。		□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値) [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]		□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値) [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]		□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値) [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]		□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値) [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]		e
●評価対象項目 理由: 理由: 理由: 理由: 理由: 理由: 理由: 理由: 理由: 理由: ●評価基準		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           &lt;A&gt; 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事 e.g.) 渡譲工、取扱し工等             ※ 評価項目が90%以上・・・・a            ※ 評価項目が80%以上90%未満・・・・a            ※ 評価項目が70%以上80%未満・・・・b            ※ 評価項目が60%以上70%未満・・・・b            ※ 評価項目が60%未満・・・・c              なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           &lt;B&gt; 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事             ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。            ② 評価値(      %) =該当項目数(      %) / 評価対象項目数(      )            ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。         </div>										ばらつきで判断可能 80%以下 a, b, b, c c

## 考査項目別運用表

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	●評価対象項目 □コンクリート構造物の表面状態が良い。 □コンクリート構造物の通りが良い。 □天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □クラックが無い。 □漏水が無い。 □全体的な美麗が良い。	●判断基準 該当5項目以上...a 該当3項目...b 該当2項目...c 該当2項目以下...d		
III. 出来ばえ	土工事 (盛土・築堤工事等)	●評価対象項目 □仕上げが良い。 □通りが良い。 □天端及び端部の仕上げが良い。 □構造物へのすりつけなどが良い。 □全体的な美麗が良い。	●判断基準 該当4項目以上...a 該当3項目...b 該当2項目...c 該当1項目以下...d		
	切土工事	●評価対象項目 □規定された勾配が確保されている。 □切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 □切土法面の変化部にあって、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 □溜水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 □関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。	●判断基準 該当5項目以上...a 該当4項目...b 該当3項目...c 該当2項目以下...d		
	護岸・根固・水制工事	●評価対象項目 □通りが良い。 □材料のかみ合せがよく、グラックが無い。 □天端及び端部の仕上げが良い。 □既設構造物とのすりつけが良い。 □全体的な美麗が良い。	●判断基準 該当4項目以上...a 該当3項目...b 該当2項目...c 該当1項目以下...d		
	鋼橋工事	●評価対象項目 □表面に補修箇所が無い。 □部材表面に傷及び錆が無い。 □溶接に均一性がある。 □塗装に均一性がある。 □全体的な美麗が良い。	●判断基準 該当3項目以上...a 該当2項目...b 該当1項目なし...d		
	地すべり防止工事	●評価対象項目 □地山との取り合いが良い。 □天端、端部の仕上げが良い。 □施工管理記録などから不可欠部分の出来ばえの良さが伺える。	●判断基準 該当3項目以上...a 該当2項目...b 該当1項目なし...d		
	舗装工事	●評価対象項目 □舗装の平坦性が良い。 □構造物の通りが良い。 □端部処理が良い。 □構造物へのすりつけ等が良い。 □雨水処理が良い。 □全体的な美麗が良い。	●判断基準 該当5項目以上...a 該当3項目...b 該当2項目...c 該当2項目以下...d 該当項目なし...d		
	法面工事	●評価対象項目 □通りが良い。 □植生、吹付け等の状態が均一である。 □端部処理が良い。 □構造物へのすりつけ等が良い。 □全体的な美麗が良い。	●判断基準 該当3項目以上...a 該当2項目...b 該当1項目...c 該当項目なし...d		

## 考査項目別運用表

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当し又は	d 劣っている
3. 出来形 及び 出来ばえ	基礎工事 (地盤改良等を含む)	●評価対象項目 □ 土工関係の仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 端部及び天端部の仕上げが良い。 □ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが同える。 ※地盤改良はc評価とする。	●判断基準 該当 3 項目以上... a 該当 2 項目... b 該当 1 項目... c 該当項目なし... d		
III. 出来ばえ	コンクリート橋上部工事	●評価対象項目 □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 支承部の仕上げが良い。 □ クラックが無い。 □ 全体的な美観が良い。	●判断基準 該当 5 項目以上... a 該当 4 項目... b 該当 3 項目... c 該当 2 項目以下... d		
	塗装工事 (工場塗装を除く)	●評価対象項目 □ 塗装の一貫性が良い。 □ 細部まできめ細かなく施工がされている。 □ 補修箇所が無い。 □ ケレンの施工状況が良好である。 □ 全体的な美観が良い。	●判断基準 該当 4 項目以上... a 該当 3 項目... b 該当 2 項目... c 該当 1 項目以下... d		
	植栽工事	●評価対象項目 □ 樹木の活着状況が良い。 □ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □ 支柱の取り付けが堅固である。 □ 全体的な美観が良い。	●判断基準 該当 4 項目以上... a 該当 3 項目... b 該当 2 項目... c 該当 1 項目以下... d		
	防護柵(網)工事	●評価対象項目 □ 通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 部材表面に傷及び錆が無い。 □ 既設構造物等とのすりつけが良い。 □ きめ細やかに施工されている。 □ 全体的な美観が良い。	●判断基準 該当 5 項目以上... a 該当 4 項目... b 該当 3 項目... c 該当 2 項目以下... d		
	標識工事	●評価対象項目 □ 設置位置に配慮がある。 □ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 □ 標識板の支柱に変色が無い。 □ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □ 全体的な美観が良い。	●判断基準 該当 4 項目以上... a 該当 3 項目... b 該当 2 項目... c 該当 1 項目以下... d		
	区画線工事	●評価対象項目 □ ラッピングの塗布が均一である。 □ 視認性が良い。 □ 接着状態が良い。 □ 施工前の清掃が入念に実施されている。 □ 全体的な美観が良い。	●判断基準 該当 4 項目以上... a 該当 3 項目... b 該当 2 項目... c 該当 1 項目以下... d		

# 「施工プロセス」のチェックリスト（案）

1. 工事名  
2. 工期  
3. 施工業者

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

①「施工プロセス」チェックリスト（案）は、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。  
②用語の定義については、は、契約後、変更後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

(1 / 4)

1. 地方整備局  
事務所名：  
主任監督員名：

検査項目	確認項目	チェックリスト一覧表 (チエックの目安)	施工期			備考
			着手前	施工中	完成時	
施工体制	○工事カルテ	・契約工程表 (契約後、変更後) ・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。 (契約後、変更後、完成時)	( / ) ( / )	( / ) ( / )	( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )
一般	○品質証明	・品質証明員の資格（身分及び経歴）が適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。 (契約後、変更後)	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )
施工体制	○建設業退職金共済制度等 内に提出した。	・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出し（検査の前等） ・品質証明は、出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切な数量も含む） に実施した。	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )
施工体制	○建設業退職金共済制度等 内に提出した。	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 ・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。 (施工時1回程度)	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )
施工体制	○請負代金内訳書	・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。 (施工時1回程度)	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )
施工体制	○施工体制台帳、施工体系図	・建設業退職金共済制度により適切に管理している。 (施工時適宜)	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )
施工体制	○施工体制台帳、施工体系図	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 (施工時の当初、変更時)	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )
施工体制	○施工体制台帳、施工体系図	・施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請負通知書を添付している。 (施工時の当初、変更時)	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )
施工体制	○施工体制台帳、施工体系図	・施工体制台帳に、下請負金額を記入している。 (施工時の当初、変更時)	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )

## 「施工プロセス」のチェックリスト（案）

考 査 項 目 別	確 認 項 目	チ エ ッ ク リ ス ト 一 覧 表 (チェックの目安)	チエック時						備 考	
			施工中			施工後				
			着手前			着手後				
施工工体制 配 置 技 術 者 現 場 代 理 人 ・監 理 技 術 者 の 専 任 職 務 の 実 施 行 状 況 と そ の 評 議 状 況 （ 主 任 技 術 者 の 専 任 職 務 の 実 施 行 状 況 と そ の 評 議 状 況 ）	Ⅰ	○施工体刷台帳、施工体系圖（純き）	・施工体系圖を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	
	Ⅰ	○施工体系圖に記載のない業者が作業していない。 (施工時 1回／月程度)	・施工体系圖に記載されている主任技術者及び施工計畫書に記載されている技術者が本人である。	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	
	Ⅰ	○元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。 (施工時の当初、変更時)	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。 (施工時 1回程度)	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	
	Ⅱ	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。 (施工時 1回／月程度)	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	
	Ⅱ	○専門技術者	・現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。 (施工時適宜)	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	
	Ⅱ	○作業主任者	・専門技術者を専任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	
	Ⅱ	○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	
	Ⅲ	○監理技術者（主任技術者の専任職務の実施行状況とその評議状況）	・資格者証の内容を確認した。 (着手前)	( / )						
	Ⅲ	○監理技術者	・配置予定技術者、通知による監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。	( / )						
	Ⅲ	○下請負者の把握	・現場に常駐していた。 (施工時 1回／月程度)	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	
	Ⅲ	○施工工事に係る工程、技術的項目を把握し、主体的に関わっていた。 (施工時、打合せ時)	・施工計画や工事に係る工程、技術的項目を把握し、主体的に関わっていた。	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	
	Ⅲ	○現場技術者	・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもつて工事を進めている。 (施工時適宜)	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	
	Ⅲ	○下請負者の把握	・現場技術員との対応が適切である。 (施工時適宜)	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	
	Ⅲ	○下請負者の把握	・下請負者が国土交通省の工事指名競争参加資格者である場合には、「指名停止期間中でない。	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	

## 「施工プロセス」のチェックリスト（案）

調査項目別	細 認 項 目	チ エ ッ ク リ ス ト 一 観 表 (チェックの目安)	チ エ ッ ク 時 期						備 考							
			着手前	施工中	施工後	完成時										
2 1 ○設計図書の照査等 施工状況	・契約書第18条第1項第5号に ある規定の照査を行っている。 (着手前、施工時適宜)	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ・現場との相違事実がある場合、その事実 を書面により提出して確認を受けた。	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ・施工(変更を含む)に先立ち、提出した。 (着手前、変更時)  ・記載内容と現場施工方法と一致している。 (施工時適宜)	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ・記載内容(作業手順書等)と現場施工体 制が一致している。 (施工時適宜)	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ・記載内容が、設計図書・現場条件等を反 映している。 (着手前、変更時)	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ・工事材料の資料の整理及び確認がされ ていている。 (施工時適宜)	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ・品質管理確認のため施工に関 する工夫を書面で確認できる。 (施工時適宜)	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ・日常の出来形、品質管理が書面にて確認 できる。 ・特記仕様書等に定められた事項や独自の 取り組み又、地域等より評価されるもの がある。	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ・監督員の立会いにあたって、あらかじめ 立合願を提出している。 (施工時適宜)	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ・段階確認の確認時期が、適切である。 (施工時適宜)	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ・工事開始日後、30日以内に工事に着手 した。 (着手時)	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ・請負者は、産業廃棄物管理票(ミニユフ エスト)により適正に処理されていること を確認し、監督職員に提示した。 (施工時適宜)	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ・再生資源利用計画書及び再生資源利 用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施 工計画書に含め提出した。 (施工時適宜)	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ・指定建設機械類 の確認 ・受領予定14日前までに、品名、数量、品 質、規格又は性能を記した要求書を提出し た。	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ○指定建設機械類 の確認 ・指定期間 内に提出し、監督職員に提示した。	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ・指定期間 内に提出し、監督職員に提示した。

## 「施工プロセス」のチェックリスト（案）

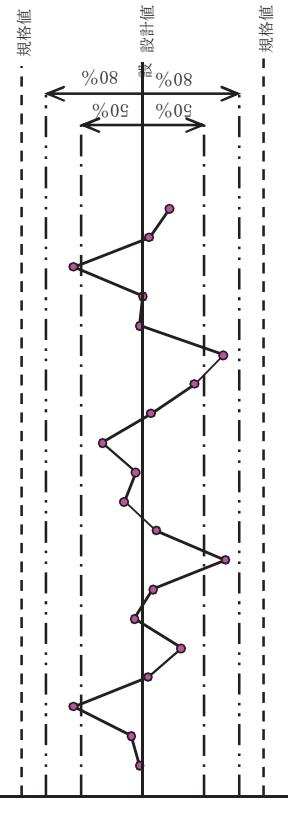
考査項目別	細 認 項 目	チ エ ッ ク リ ス ト 一 観 表 (チェックの目安)	チ エ ッ ク 時 期		備 考
			着手前	施 工 中	
2 II 施工工程状況	○工程管理	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。 （施工時適宜）	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )
		・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。 （施工時適宜）			
		・作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )
III 安全対策	○安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。 （施工時適宜）	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )
		・店舗パトロールを実施し、記録がある。 （施工時 1回／月程度）	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )
		・安全・訓練等を実施し、記録がある。 （施工時適宜）	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )
		・安全巡回、TBM、KY 等を実施し、記録がある。	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )
		・新規入場者教育を実施し、記録がある。 （施工時適宜）	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )
		・過積載防止に取り組んでいる記録がある。 （施工時 1回／月程度）	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )
		・使用機械、車輛等の点検整備等が管理され、記録がある。（施工時適宜）	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )
		・重機操作で、勝導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )
		・山留め、仮縫切等の設置後の点検及び管理の記録がある。	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )
		・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )
		・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )
	○安全パトロールの指揮事項の処理	・各種安全パトロールでの指揮事項や、関係官庁等との関係機関との折衝及び調整をした記録がある。	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )
		・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関する苦情対応を適切に行い、記録がある。	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )
		・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )
IV 外部関係	○関係機関等	・関係官庁等との関係機関との折衝及び調整をした記録がある。	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )	( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / ) ( / )

出来形及び品質のばらつきの考え方

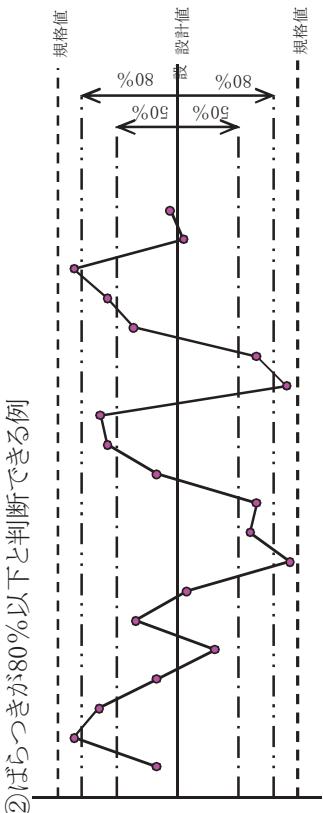
### 〔管理図の場合〕

(上・下限値がある場合)

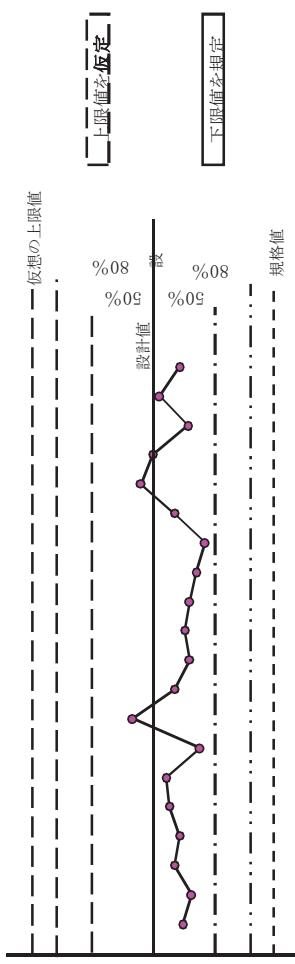
①ばらつきが50%以下と判断できる例



②ばらつきが80%以下と判断できる例

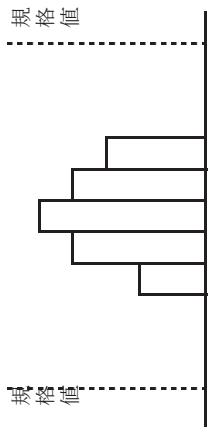


(下限値のみの場合)

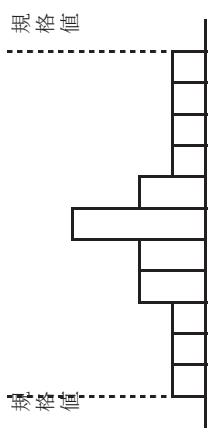


### 〔度数表またはヒストグラムの場合〕

ばらつきが小さい、



ばらつきが大きい、



## 考査項目別運用表

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない、 劣っている	d 劣っている
3. 出来形 及び 出来ばえ	機械設備工事	●評価対象項目 □主設備、関連設備及び操作制御設備が全体制的に統制されており、運転操作性が良い。 □細かな施工がなされている。 □土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 □溶接、塗装、組立等にあたつて、細部に渡る配慮がなされている。 □全体的な美観が良い。	●判断基準 該当 4 項目以上……a 該当 3 項目……b 該当 2 項目……c 該当 1 項目以下……d		
III. 出来ばえ	電気設備工事	●評価対象項目 □きめ細やかな施工がなされている。 □公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 □ケーブル等の接続の容易さ及び取扱い状況が適切である。 □操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □全体的な美観が良い。	●判断基準 該当 5 項目以上……a 該当 4 項目……b 該当 3 項目……c 該当 2 項目以下……d		
	維持修繕工事	●評価対象項目 □小體造物等にも注意が払われている。 □きめ細かな施工がなされている。 □既設構造物とのすりつけが良い。 □全体的な美観が良い。	●判断基準 該当 3 項目以上……a 該当 2 項目……b 該当 1 項目……c 該当項目なし……d		
	電線共同溝工事	●評価対象項目 □歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 □アレキヤドン(アーバック)の蓋に、がたつきや不必要な隙間が生じていない。 □施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが同える。 □全体的な美観が良い。	●判断基準 該当 3 項目以上……a 該当 2 項目……b 該当 1 項目……c 該当項目なし……d		
	通信設備工事 受変電設備工事 合併工事	●評価対象項目 □主設備、関連設備等にきめ細かな施工がなされている。 □動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 □当該設備及び開通設備が全体制的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 □操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □全体的な美観が良い。	●判断基準 該当 5 項目以上……a 該当 4 項目……b 該当 3 項目……c 該当 2 項目以下……d		
	上記以外の工事 又は 合併工事	●評価対象項目 □理由： □理由： □理由： □理由： □理由： □理由：	●判断基準 該当 4 項目以上……a 該当 3 項目……b 該当 2 項目……c 該当 1 項目以下……d		
		※ 評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。			